

## 2026年（令和8年）6月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 改定されます

今般の食材費の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。これに伴い、2026年6月1日から患者さんのご負担金額が下記の通り変更となりますので、お知らせいたします。

### 【1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額（1食あたり）	
		令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から
一般 (区分ア～エ)	一般 (下記以外)	510円	550円
		指定難病患者	
		280円	280円
住民税非課税 世帯 (区分オ)	低所得者Ⅱ	過去12カ月の入院日数が90日以内	
		240円	270円
		過去12カ月の入院日数が90日	
		190円	220円
	低所得者Ⅰ	110円	130円

※指定難病については、据え置きとなります。  
※上記内容は、医療機関共通の金額となります。

病院長